

# 令和2年度における下請取引の適正化に向けた取組等について

令和3年8月5日  
中小企業庁

中小企業庁では、下請取引の適正化に向けた取組として、「未来志向型の取引慣行に向けて」において示される重点5課題「価格決定方法の適正化」、「コスト負担の適正化」、「支払条件の改善」、「知財・ノウハウの保護」、「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」の改善に取り組んでいる。これらの取組によって、本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者にしわ寄せすることがないように、取引適正化の徹底を図っている。

重点5課題に対し、親事業者に対する立入検査及び取引調査員（下請Gメン）による下請事業者に対するヒアリング調査を実施しているほか、国による業種別の下請取引ガイドラインの策定や、各業界団体による自主行動計画の策定・改訂の働きかけなど、各種の施策を通じて下請取引の問題解決に努めている。

令和2年度の下請取引の適正化に向けた取組では、次のような成果が得られた。

## 1. 下請代金支払遅延等防止法に基づく取組

### (1) オンライン調査（旧書面調査）の状況

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請事業者の保護及び取引の公正を図るため、協力して下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という。）の執行に当たっている。その一環で、同法の違反行為が認められた親事業者に対し、違反行為の是正やその他必要な措置をとるため、親事業者及び下請事業者を対象に定期的なオンライン調査を実施している。

中小企業の取引環境では、下請取引の性格上、中小企業庁又は公正取引委員会に対し、下請法の違反行為について、親事業者の違反行為として下請事業者が必ず申告するとは限らず、取引状況によっては下請取引の申告を躊躇することも考えられる。

下請取引の内容は、必ずしも恒常的に同一の取引状態であるとは限らない。下請法に基づき、下請事業者の利益保護を図るため、中小企業庁は公正取引委員会と共に継続的に調査を実施して違反行為の発見に努めているところである。

書面調査の結果は、改善を必要とする事案の発見につながり、ひいては下請取引の適正化に資することになる。下請取引の実態を把握するため、令和2年度では、約5万件の親事業者、当該親事業者と下請取引を行う約30万件の下請事業者に対して同調査を実施した。

## (2) 立入検査による違反行為の確認と改善指導の状況

令和2年度では、357社の親事業者へ立入検査等を行い、うち291社の親事業者に対し、改善指導を行った。

下請法には、不当な下請代金の減額など禁止行為に当たる実体規定（第4条関係）、下請取引に係る書面（いわゆる「発注書」「注文書」などという名称の書面）の交付（第3条関係）及び下請取引に係る書類保存義務（第5条関係）など義務行為に当たる手続規定が定められている。

違反行為の推移を見ると、禁止行為の違反では、「支払遅延」や「下請代金の減額」が多く、義務行為の違反では、3条書面の記載事項不備・未交付のほか、5条書類（取引の経緯を記載する書類）の未保存が見受けられ、親事業者において下請法遵守に係る社内体制の整備が求められる（【表1】参照）。

下請代金の返還では、下請法違反によって改善指導を受けた親事業者のうち、減額した下請代金、支払遅延に係る遅延利息など、下請法の禁止行為違反となる計111社の親事業者に対し、中小企業庁及び全国各地域9箇所に拠点を置く各経済産業局等（以下、管轄局）が、総額で約62百万円を下請事業者に返還をするように改善指導を行い、これら親事業者は不当な下請代金の返還を実施している。このような違反行為の改善は、中小企業庁及び管轄局の下請代金検査官が現場で確認を行い、適正な改善指導を随時行っているところである（【表2】参照）。

【表1】違反行為の内訳

(単位：事業所)

内訳	年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
実体規定違反合計		489	446	270
受領拒否		1	2	0
支払遅延		205	183	84
下請代金の減額		185	133	130
返品		6	5	1
買ったとき		14	25	16
購入・利用強制		3	8	1
報復措置		0	0	0
有償材の早期決済		9	14	8
割引困難手形		50	32	14
利益提供要請		15	42	13
変更・やり直し		1	2	3
手続規定違反合計		1,298	1,171	459
書面不備・未交付		678	618	255
書類未保存		620	553	204

【表 2】 下請代金の返還

年度 返還額、親事業者数	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
返還額 (百万円)	285	138	62
親事業者数 (社)	195	188	111

### (3) 業種別による下請法違反の状況

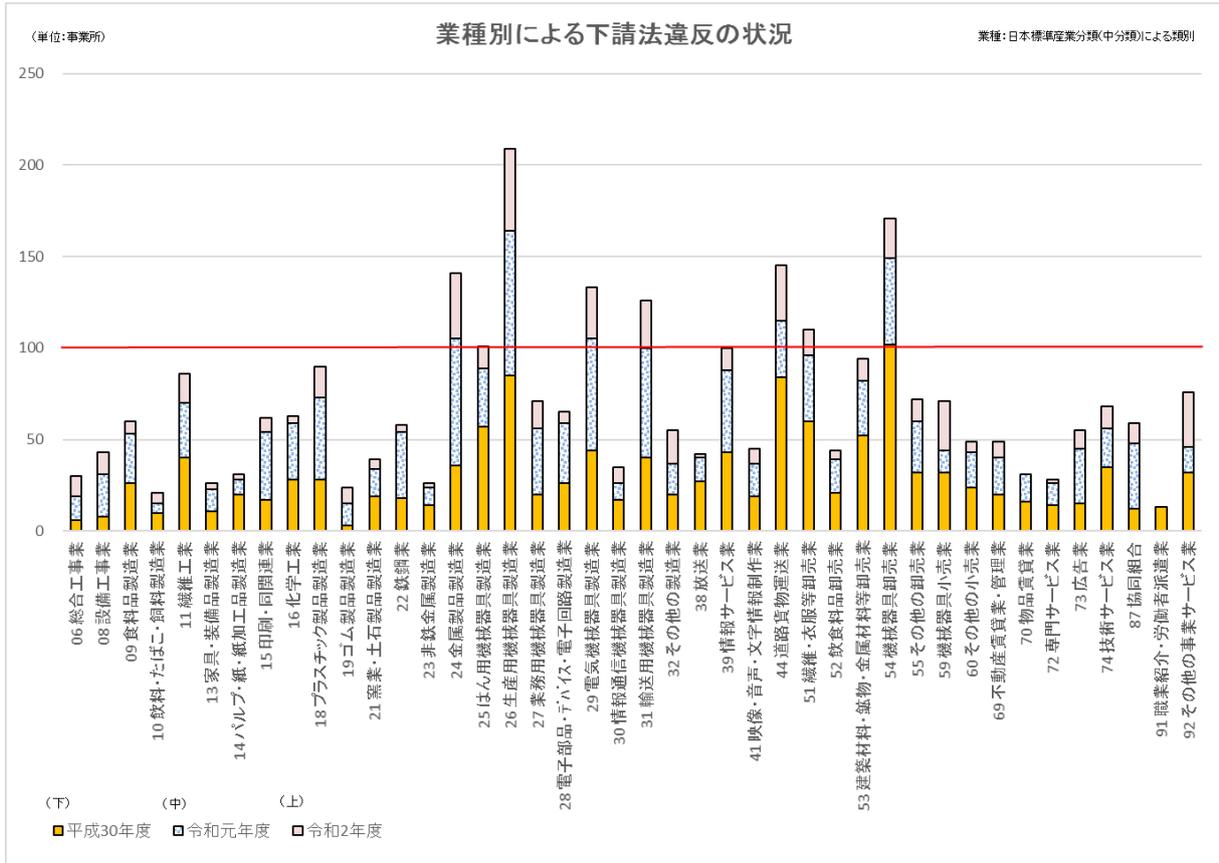
禁止行為では、たとえ下請事業者の了解を得ていても、また、たとえ親事業者に違法性の認識がなくても、下請事業者に対して親事業者が行ってはいけない 11 項目の行為が規定されている。具体的には、①受領拒否の禁止、②下請代金の支払遅延の禁止、③下請代金の減額の禁止、④不当返品 of 禁止、⑤買ったたきの禁止、⑥物の購入強制・役務の利用強制の禁止、⑦報復措置の禁止、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止、⑨割引困難な手形の交付の禁止、⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止、⑪不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止が定められている。

一方、義務行為では、下請事業者に対して親事業者が履行しなければならない必要記載事項をすべて記載した発注書面を交付するとともに、親事業者が下請取引の内容について記載した書類などを作成し、これを 2 年間保存しなければならないことが規定されている。

経年変化を見るために業種別で過去 3 年間の累積数をグラフ化すると、違反行為の累積数 100 事業所以上となる業種は、違反行為の累積数が多い順で、生産用機械器具製造業、機械器具卸売業、道路貨物運送業、金属製品製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、繊維・衣服等卸売業、はん用機械器具製造業、情報サービス業が挙げられる（【表 3】参照）。

過去 3 年の違反行為の累積数 100 事業所以上となる業種では、業種によって差はあるものの、依然として支払遅延や減額の違反行為が顕著に認められる。また、「下請代金法の調査・検査の重点化」に掲げた項目①原価低減（買ったたき）、②金型（型保管を含む利益提供要請）、③手形（長期手形等）に対応した違反事項に着目して見ると、①原価低減（買ったたき）では生産用機械器具製造業、②金型（型保管を含む利益提供要請）では生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業、③手形（長期手形等）では生産用機械器具製造業が、近年において最も違反行為の多い業種となった。また、違反行為の累積数 100 事業所以上となる業種では、書面不備・未交付、書類未保存といった手続規定の違反行為も認められることが多い（【表 4】参照）。

【表3】業種別による下請法違反の状況



【表4】違反行為の累積数100事業所以上となる業種

(単位:事業所)

業種(中分類) \ 違反	違反数合計 (①+②)	手続規定違反			実体規定違反											
		書面不備・未交付	書類未保存	小計①	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	利用強制	報復措置	早期相殺	長期手形等	利益提供要請	やり直し	小計②
24 金属製品製造業	141	68	15	83	0	16	27	1	3	0	0	2	6	3	0	58
25 はん用機械器具製造業	101	47	14	61	0	14	16	0	5	0	0	0	1	4	0	40
26 生産用機械器具製造業	209	93	16	109	0	33	33	2	6	1	0	1	16	8	0	100
29 電気機械器具製造業	133	63	16	79	1	18	15	0	5	0	0	2	6	7	0	54
31 輸送用機械器具製造業	126	68	5	73	1	14	16	0	0	1	0	5	8	8	0	53
39 情報サービス業	100	61	7	68	0	21	10	0	0	0	0	0	0	0	1	32
44 道路貨物運送業	145	74	23	97	0	21	21	0	3	2	0	0	0	1	0	48
51 繊維・衣服等卸売業	110	47	14	61	0	18	17	3	1	0	0	1	7	2	0	49
54 機械器具卸売業	171	75	22	97	0	35	25	1	2	1	0	0	8	1	1	74
違反行為9業種の合計	1,236	596	132	728	2	190	180	7	25	5	0	11	52	34	2	508

累計による実績(平成30年度~令和2年度)

## 2. 下請かけこみ寺事業の実施状況

企業間取引に関する中小企業の様々な悩み等に対応するため、平成20年4月、財団法人全国中小企業取引振興協会（現在：公益財団法人全国中小企業振興機関協会）と全国47都道府県下請企業振興協会に下請かけこみ寺を設置し、これ以降、下請取引の適正化に向けた活動を実施してきた。これまで、全国の中小企業から多くの相談が寄せられており、法令違反が疑われる場合は、速やかに国に事案を取り次ぐなど、迅速な対応がなされている。

### (1) 下請かけこみ寺の相談受付件数

下請取引等に関する様々な相談に対して親身な相談対応を行っている。相談件数は年々増加しており、令和2年度の相談実績は9,727件（令和元年度9,450件）となっており、その内容は「下請法」に関する相談件数が1,107件（同1,058件）、「建設業」に関する相談件数が933件（同1,891件）、「その他」<sup>(注)</sup>が7,687件（同6,501件）となっている。

また、弁護士による無料相談を令和2年度は407件（令和元年度は474件）受け付けている。（注）：法令に関する質問等

### (2) ADRの実施

全国の弁護士約110名を下請かけこみ寺に登録し、本部が主導して各地でADR（裁判外紛争解決手続）を行い、令和2年度は18件（令和元年度は22件）の案件に対応した。

#### 【調停事例】

A社は、B社から電子部品製造装置の製造委託を受け、納品したところ、要求した性能が満たされていないとの理由で、代金3,500万円に対して減額を要求されている。

#### (和解内容)

取引事業者の資本金区分と、取引内容から、下請法が適用されることを確認した上で、下請法で禁止されている「下請代金の減額」のおそれがあることを踏まえ、A社はB社の発注、指示に問題があったと申立てた。B社は装置性能に対しては、A社に責任があると主張していたが、調停人より「双方の言い分はわかるが、冷静に話し合っただろうか」との助言があり、調停人を交えて当事者が話し合ったところ、4ヶ月間の調停を経て、B社が和解金として2,500万円を支払うことで、和解が成立した。

### 3. 取引条件改善に向けた取組

#### (1) 下請中小企業振興法の改正

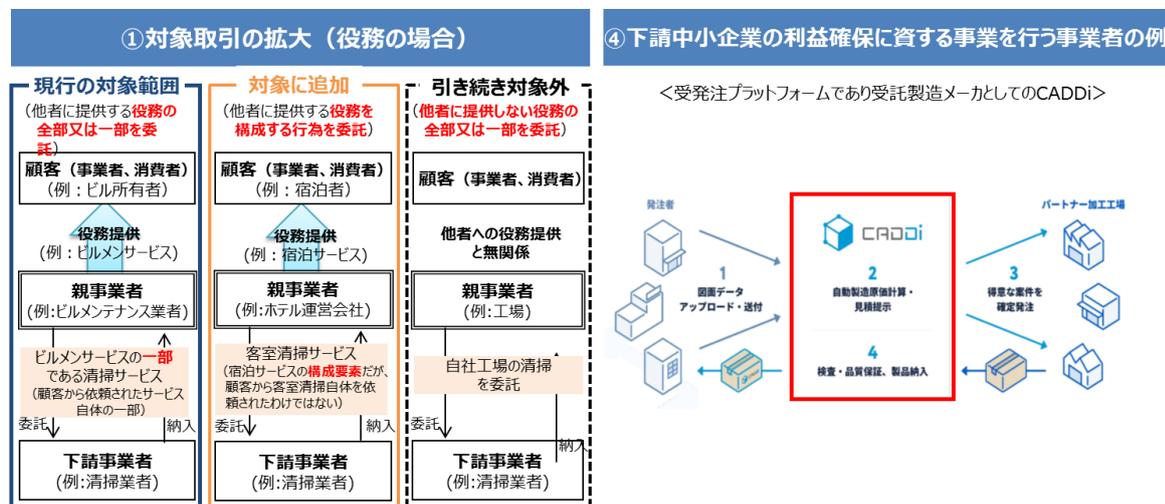
親事業者と下請事業者の取引条件改善を通じて、下請事業者の独立性を高めるとともに、下請中小企業の能力が最大限に発揮されることを目的として昭和45年に制定された下請中小企業振興法（以下、「振興法」という。）は、新たに把握された取引上の課題に対処するために数次の改正が行われている。

令和3年2月には、

- ①他者に提供するサービスを構成するサービスの委託等を対象とすること（【表5】参照）
- ②下請中小企業振興法第3条第1項に規定する「振興基準」（以下、「振興基準」という。）の記載事項の例示として、親事業者の発注書面の交付を明記すること
- ③下請中小企業の振興のため、国による「振興基準」に定める事項に関する調査に係る規定を設けること
- ④発注者と下請中小企業との間に入り、中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者の認定制度を創設すること（【表5】参照）

等を盛り込んだ改正案をまとめ、第204回通常国会に提出。令和3年6月9日に可決・成立し、同月16日に法律第70号として公布され、8月2日に施行された。

【表5】



#### (2) 「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」の開催について

中小企業・小規模事業者の活力向上に向けて、取引条件の改善、最低賃金引上げへの対応、生産性向上、長時間労働の是正、人手不足等、中小企業・小規模事業者が抱える諸課題の実態を把握し、対応策を検討するため、令和内閣官房副長官（参）の総覧の下に、中小企業等の活力向上に関するワーキンググループを設置し、省庁横断的に必要な検討を行っている。

※ 首相官邸ウェブサイト

(中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議)

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku\\_kojyo/](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/)

(3) 「未来志向型の取引慣行に向けて」等に基づく取組

親事業者と下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を目的として、平成28年9月に公表した対策パッケージ「未来志向型の取引慣行に向けて」等に基づき、令和2年度においても様々な取組を実施した。また、既存の重点3課題のほか、新たに「知財・ノウハウの保護」「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」を追加し、重点5課題として取組を推進していく(【表6-1】及び【表6-2】参照)。

【表6-1】

「未来志向型の取引慣行に向けて」の推進について①

- **既存の重点3課題の深堀とともに、新たに「知財・ノウハウの保護」「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」を追加し、取引適正化重点5課題として取組を推進。**
- 「下請Gメンや調査等によるきめ細かな実態把握」、産業界における「契約のひな形・ガイドライン等ルール」の遵守徹底、「下請法等に基づく厳正な指導」を全体の方針として取組を実施。
- **コロナ禍の経済状況を踏まえつつ、取引適正化に向けた取組を一層進めていく。**

新たな重点課題		
重点5課題	現状・課題	今後の取組方針
知的財産・ノウハウの保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業が知的財産権等に関して、公正な条件での適正な契約を締結できていない。</li> <li>● 知的財産権等に関する支援を行うことができる外部の専門人材が少ない。</li> <li>● 企業内において、知的財産等の重要性が認識されていない。</li> </ul> <p>&lt;下請Gメンによって把握した問題事例&gt;                      ・親事業者が立ち合いと言って工場を見学し、自社のノウハウを持っていかれて内製化してしまった。(印刷)                      ・海外生産用金型の製造依頼を受け、設計図の有償譲渡はしているが、満足な価格になっていない。(化学)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 知財Gメンによる知財の活用等の実態把握の実施(令和2年7月以降)</li> <li>● 大企業・中小企業、学識者、弁護士、支援機関等有識者による検討会を令和2年7月に設置。</li> <li>①「知財取引における契約のひな形、ガイドライン」の策定</li> <li>②支援策(普及啓発、支援機関等の専門人材の活用)</li> <li>③知財Gメンの体制強化の検討(知財弁護士の登用等)について議論。</li> <li>● 令和3年3月に「知的財産取引に関するガイドライン」を策定し、公表。</li> </ul>
働き方改革に伴うしわ寄せ防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 昨年4月からの時間外労働の上限規制の中小企業適用を踏まえ、中小企業の実態把握が必要。</li> </ul> <p>&lt;下請Gメンヒアによって把握した問題事例&gt;                      ・短納期発注が多くなったが、割増料金がもらえない。(自動車)                      ・金曜日に仕事を発注し、「土・日曜日にやれ」と言われた。単価の上乗せは認められなかった。(電機・情報通信機器)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。</li> <li>● 良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)</li> </ul>

【表6-2】

「未来志向型の取引慣行に向けて」の推進について②

既存の重点課題		
重点5課題	現状・課題	今後の取組方針
型取引の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度の協議会の議論を踏まえ、振興基準を昨年1月に改正し、親事業者による金型の保管料の負担や不要な金型の廃棄などの進展が見られるものの、その進捗は道半ば。</li> <li>不要な金型の廃棄の更なる推進と振興基準や型取引適正化推進協議会報告書の周知徹底が必要。</li> </ul> <p>&lt;下請Gメン7社によって把握した問題事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金型の引取りの要請を行ったが引き取ってもらえず、100型を無償保管中である。(自動車)</li> <li>親事業者が木型の保管料や廃棄の相談をまったく受け付けてくれない。(工作機械)</li> </ul>	<p>型取引ルールを反映した自主行動計画の改定を踏まえ、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>型取引適正化推進協議会による、各業界団体からの取組状況の聴取。(令和2年8月、12月開催)</li> <li>個別企業に対する数万社単位でのフォローアップ調査の実施。(令和2年10月)</li> <li>型取引の成功事例を示すため、モデル事業者による実証事業を実施。</li> <li>これらの結果を踏まえ、産業界による自主行動計画の改定やアクション等につなげる。</li> </ul>
支払条件の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>下請代金の現金払い化については着実に浸透しているものの、業界慣習や大企業間取引に着目すると改善が鈍い。</li> <li>手形等のサイトについては、90日もしくは120日のサイトに張り付いている状況。</li> <li>約束手形の割引料が下請代金に加味されておらず、十分な協議がなされていない。</li> <li>新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、下請事業者の資金繰り改善のためにも、支払条件改善への一層の取組が必要。</li> </ul> <p>&lt;下請Gメン7社によって把握した問題事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以前は手形での支払いだったが、今年より月末締め180日後の現金払いに変わった。(電機・情報通信機器)</li> <li>下請法対象外だが、締切から125日後の現金払いという取引先がある。(自動車)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①業種ごとの現金払い・手形等の支払期日と取引慣行の実態、②決済手段の在り方(ファクタリング・電子記録債権等を含む)等について、事業者・金融機関等を交え検討会を令和2年7月に設置。</li> <li>中小企業への新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年3月に手形通達を再改正</li> <li>産業界への働きかけの強化(振興基準、自主行動計画等の再検討)</li> <li>5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組の実施</li> </ul> <p>●今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。</p> <p>●良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)</p>
価格決定方法の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年2月に、賢人会議「中間とりまとめ」において、大企業と中小企業が共存共栄していく関係を構築するため、適正な価格転嫁など取引適正化をサプライチェーン全体で進め、雇用・所得環境を改善させていく必要性を指摘。</li> </ul> <p>&lt;下請Gメン7社によって把握した問題事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外企業の価格を引き合いに出し半額近い値下げを口頭で要求された。(自動車)</li> <li>量産ロットの見積もり価格が小ロットの注文にも適用され、利益が出ないので困っている。(電機・情報通信機器)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年5月に「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を設置し、個社による下請振興基準の遵守等を含む自主行動宣言(パートナーシップ構築宣言)を通じ、更なる取引適正化を推進。</li> </ul> <p>●今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。</p> <p>●良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)</p>

① 業種別の自主行動計画の策定等

幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請し、令和3年7月末までに、17業種51団体が策定した。

※ 中小企業庁ウェブサイト

(「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku.htm>

② 取引調査員(下請Gメン)による訪問調査

経済産業省において、全国に取引調査員(下請Gメン)を120名規模で配置しており、全国の下請中小企業を訪問してヒアリングを実施。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、電話やオンラインによるヒアリングも行い、10,447件実施した。ヒアリングで聞き取った内容については、秘密保持を前提として必要に応じ、国の基準改正や業界団体にフィードバック等を行うなど改善につなげるとともに、下請法違反の疑いがある場合には検査に移行するなど、適正取引に向けた取組を強く促していく。

### ③ 自主行動計画のフォローアップ調査結果の公表（令和3年3月29日）

業界全体での「付加価値向上」や「取引適正化」に向けて、業界自らが取り組む行動をまとめた「自主行動計画」の実施状況について、令和2年9月～12月に、経済産業省所管の12業種44団体がフォローアップ調査を行い、その結果を取りまとめた。

その結果、「未来志向型の取引慣行に向けて」における「不合理な原価低減要請の改善」、「型取引の適正化」、については改善したが、「支払条件の改善」の「代金の現金払い化」「手形等のサイトの短縮」については、いずれも若干の悪化が見られた。また、発注者側・受注者側の認識のズレは各課題で存在しており、引き続きの課題となっている。

認識のズレの解消等を目的に、中小企業政策審議会の中で取引に関する問題を広く扱う場である取引問題小委員会（令和3年3月22日、3月25日）において、策定業界団体が一堂に会し、公開の場で調査結果等について議論した。また、結果を踏まえ、各団体に対し、対策の検討及び自主行動計画の改訂を要請した。

### ④ 「型取引の適正化推進協議会」の開催

金型、木型等の型取引の適正化を進める観点から、令和2年8月及び12月に「型取引の適正化推進協議会」を開催した。協議会では、令和元年12月に取りまとめた「型取引の適正化推進協議会報告書」を踏まえた各産業界における型取引の適正化への取組の報告を受けるとともに、令和2年10月には型取引を行う事業者3万社に書面調査を実施し、取組の進捗状況の確認を行った。このほか、型取引の成功事例を示すため、モデル事業者による実証事業を行った。

### ⑤ 「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」の開催

手形等のサイトの短縮や下請代金の現金払化にかかる割引料等のコストの上乗せなどについて十分な改善がなされていないことを踏まえ、令和2年7月に有識者を交えた検討会を設置した（【表7】参照）。下請代金の現金払い化や、手形等のサイトの短縮、割引料の負担といった論点について議論を行い、令和3年3月に報告書を公表した。また、報告書の内容を踏まえ、同月に手形等のサイトを60日以内とすること等を盛り込んだ手形通達の改正と同内容の「振興基準」への反映を行った。

今後、同報告書で報告された5年後の約束手形の利用の廃止に向けて、業種特性を踏まえつつ、各産業界・金融界による自主行動計画の策定・改定を促進していく。

【表7】

現状（自主行動計画フォローアップ調査）				
①手形払いの現金化：徐々に改善傾向だが、足下では若干悪化				
「すべて現金払い」の割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発注側	49%	53%	57%	52%
受注側	26%	28%	30%	27%
②手形サイトの短縮：改善は道半ば				
「60日以内」の割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発注側	14%	13%	18%	15%
受注側	10%	12%	14%	11%
③手形割引料（金利分）の代金上乘せ：若干改善も不十分				
「概ね助案」の割合	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
受注側	19%	23%	24%	

検査会での手形払いの現金化に関する議論	
<手形払いの現金化>	○支払側の8割、受取側の9割が「やめたい」との意向。主な理由は以下の通り。 支払側：「手形の購入代金・印紙代」 受取側：「繰延せず現金で支払って欲しい（支払サイトが長い）」 ※他方、やめられない理由として業界の商慣習や、支払側の意向、自社が受注側となる取引において改善が進んでいないため、自らも現金払いができないとの意見も。
<手形サイト>	○手形サイトは支払側が決めている構造。支払側は現状のままで良いとする一方、受取側は短縮すべきとの意見が多い。長い支払サイトは、中小企業の資金繰りへの負担に。 ○割引料については、長年の慣行や企業間の力関係で受取人負担となっていることが多いとの意見。

約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検査会 概要	
<b>構成員</b>	<b>論点</b>
●委員 学識者、弁護士、大企業・中小企業	(1)約束手形の「更なる現金化」に向けたアクション
●オブザーバー 中小企業団体、金融機関団体、フィンテック企業	(2)手形サイトの長さ
公正取引委員会、金融庁、経産省商サG	(3)手形の割引料の負担
	(4)IT化・新しい決済手段の利便性とコスト
	<b>スケジュール</b>
	第1回 現状と課題(令和2年7月31日)
	第2回 約束手形に関する論点について検討(令和2年8月19日)
	第3回 中間とりまとめ(令和2年9月14日)
	第4回・第5回 約束手形に関する論点について (令和2年11月16日・12月21日)
	第6回 とりまとめ (令和3年2月19日)

⑥ 「知的財産取引検討会」の開催

大企業と中小企業との知的財産にかかる取引において、不適正な取引慣行が存在していることを踏まえ、令和2年7月に有識者を交えた検討会を設置した（【表8】参照）。知的財産取引にかかる問題事例の把握や課題の洗い出しを進め、知的財産取引に関するガイドライン及び契約書ひな形を策定し、その内容を「振興基準」に反映した。また、ガイドライン等の周知・普及に加え、知財支援の体制強化、中小企業の知財に関する気づきや知財経営への取組を促すことなどを盛り込んだ報告書を取りまとめ、令和3年3月に公表した。今後、本報告書を踏まえ、大企業と中小企業との知的財産取引が適正に行われるよう、ガイドライン及び契約書ひな形等の周知・普及に取り組む。

【表8】

中小企業の知的財産に関する取引実態			
● 公取委「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」（令和元年6月）（報告事例）営業秘密であるノウハウの開示等を強要される。名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる。等			
● 下請Gメン（取引調査員）によるヒアリング			
1. 契約締結前 コスト削減のためという名目で共同研究を持ちかけられても当社の持つノウハウをさらけ出して持って行かれるおそれがあるので簡単には乗れない。<自動車>	2. 工場見学・工場監査 親事業者が立合いと言って工場を見学し、自社のノウハウを持っていかれて内製化されてしまった。<印刷>	3. 試作品開発 大手メーカー向けに、試作品を製作（特許技術）。内製化しない旨の誓約書を交わしたにもかかわらず、内製化を進めようとしていたことが判明。抗議したところ、「特許侵害の証拠を見せろ」といわれた。<半導体>	4. 取引開始後 過去の主要取引先に金型図面を渡したら、そのまま海外でコピーされた。<化学> 海外生産用金型の製造依頼を受け、設計図の有償譲渡はしているが、満足な価格になっていない。<自動車>
知的財産取引検討会 概要		スケジュール	
<b>構成員</b>	<b>論点</b>	第1回 現状と課題の整理(令和2年7月22日)	
学識者、弁護士、弁理士、大企業・中小企業、中小企業支援機関	(1)適正な契約締結 ⇒ガイドライン・契約のひな形	第2回 中小企業へのヒアリング(令和2年7月31日)	
●オブザーバー 中小企業団体、公正取引委員会、総務省、特許庁、経産省産政局・産技局	(2)外部専門人材の不足	第3回 ガイドライン・契約書ひな形の方向性の検討(令和2年8月20日)	
	(3)中小企業における知財重要性の認識	第4回 ガイドライン・契約書ひな形のとりまとめ (令和2年9月24日)	
		第5回～第7回 中小企業における知財活用方策について	
		第8回 とりまとめ (令和3年2月26日)	

## ⑦ 下請中小企業振興法「振興基準」の改正（令和3年3月31日）

上記の調査等を通じて把握した取引実態等を踏まえ、「振興基準」（平成30年12月28日付20181221中第2号）を改正した（具体的な内容については【表9】参照）。

### 【表9】下請中小企業振興法「振興基準」（概要）

#### 下請中小企業振興法「振興基準」の改正（令和3年3月）について

- 「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」について、以下の項目に関して、令和3年3月末に改正・施行。
  - 知的財産の取扱い
  - 手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善
  - フリーランスとの取引
  - 親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備
- 改正「振興基準」を踏まえ、産業界の自主行動計画の改訂要請等を行い、大企業・親事業者に対するより一層の遵守の徹底を図る。

#### 改正事項

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>● <b>知的財産の取扱い</b><ul style="list-style-type: none"><li>➢ 取引適正化のため、知的財産取引に関するガイドラインに基づく取引の実施</li><li>➢ 「契約書ひな形」に基づく取引の実施</li></ul></li><li>● <b>手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善</b><ul style="list-style-type: none"><li>➢ 手形等のサイトについて、60日以内とするよう努める</li><li>➢ 割引料等のコストについて、親事業者と下請事業者が具体的に検討できるよう、下請代金の額と分けて明示すること</li></ul></li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>● <b>親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備</b><ul style="list-style-type: none"><li>➢ 申し出やすい環境の整備のため、年に1回の価格交渉等の下請事業者による定期的な協議の申出があった場合には、これに応じるものとする</li></ul></li><li>● <b>フリーランスとの取引</b><ul style="list-style-type: none"><li>➢ 下請事業者たるフリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）」を踏まえた適切な取引を行うこと</li></ul></li></ul> |
|--|---|

## ⑧ 下請等中小企業における取引条件の改善状況調査（調査期間：令和2年10月1日～10月30日）

受注側事業者 60,200社、発注側事業者 6,400社を対象に「未来志向型の取引慣行に向けて」に基づく関連法令の基準改正等とこれを踏まえた「自主行動計画」の浸透状況を調査する目的で実施した。

## ⑨ 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」の開催

労務費等の価格転嫁に関し、「振興基準」の遵守等個社による自主行動宣言を通じ、発注側たる大企業と受注側たる中小企業の協議を促進するとともに、サプライチェーン全体の生産性向上等の取組を推進し、大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するため、令和2年5月に「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」

の第一回会議を開催した。

第一回会議では、①サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携、②取引適正化の5分野に取り組むことを「代表権のある者の名前」で個々の企業が宣言する、「パートナーシップ構築宣言」（【表10】参照）の仕組みを導入し、関係業界に「宣言」を働きかけることを確認した。

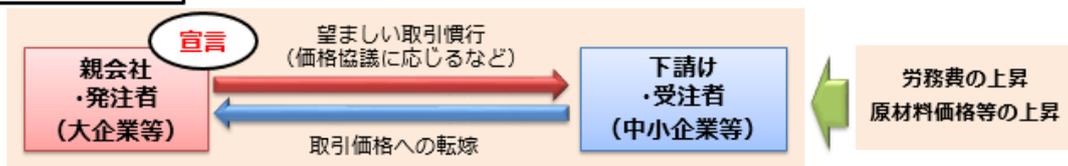
また、令和2年11月に開催した第二回会議では、「パートナーシップ構築宣言」の宣言状況のフォローアップを行った。

【表10】「パートナーシップ構築宣言」の概要

### 「パートナーシップ構築宣言」概要

- 取引先との新たなパートナーシップ構築を宣言し、  
(1) **サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携**（企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング、グリーン調達等）  
(2) 「振興基準」の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）  
に**重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言。**
- **宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表。**
- パートナーシップ構築に取り組む企業の見える化の一環として、**宣言企業が使用できるロゴマークを作成。**
- また、宣言企業に対し、**経済産業省が実施する補助事業について加点措置**を講じている。

### 宣言イメージ



### (4) 要請文「下請等中小企業への配慮を求める親事業者への要請について」の発出（令和2年8月）＜災害対応関連＞

経済産業省は業所管省庁との連名で、関係事業者団体（約1,400団体）の長宛てに、令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨により影響を受ける下請等中小企業に対して不当な取引条件の押しつけを行わない等の取引上の配慮を求める要請文を発出した。

## **4. 下請取引適正化の推進**

### **(1) 講習会等の開催**

#### **① 下請法講習会**

下請法の違反を未然に防止することを目的として、主に親事業者の実務担当者を対象とした講習会を実施した。令和2年度からは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン講習及び動画配信の形式により実施している（【表11】参照）。

#### **② 下請取引適正化推進月間（11月）**

下請法の厳正な運用と違反行為の未然防止、「振興基準」の遵守の指導等を通じ、下請取引適正化に努めており、その一環及び中小企業向けの年末対策の一つとして、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」として公正取引委員会と連携しつつ、普及・啓発事業を集中的に実施している。

その中で、下請取引適正化推進講習会は、動画配信を実施し、下請法及び振興法の趣旨・内容を周知徹底した（【表11】参照）。

#### **③ 下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2020**

下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2020をオンライン及び動画配信により実施し、企業の調達担当者等が視聴した。

シンポジウムでは、下請取引適正化の推進を図るため、下請法・独占禁止法に詳しい弁護士による下請法とコンプライアンスの取組に関する基調講演や、企業から取引条件改善や働き方改革に向けた取組について紹介、さらには「中小企業の公正な取引環境の実現に向けて」と題したパネルディスカッションでは、弁護士、企業、国のそれぞれの立場からサプライチェーン全体で生産性を向上し、付加価値を高めていくための取組などについて議論が行われた（【表11】参照）。

#### **④ 価格交渉サポートセミナー**

下請等中小企業の経営者や営業担当者が、親事業者の調達部門への見積もり提出や価格交渉を行う上で、必要な価格交渉ノウハウ、基本的な法律の知識について解説するセミナーをオンライン講習及び動画配信により実施した（【表11】参照）。

【表 1 1】講習会別の受講者数等

講習会事業名	オンライン講習 (受講者数)	動画配信 (再生数)
● 下請法講習会	1,938 名	680,586 回
● 下請取引適正化推進講習会	4,561 名	6,527 名
● 下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー	762 名	749 回
● 価格交渉サポートセミナー	1,386 名	3,080 回

## (2) 下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請取引ガイドライン）

下請法による取締りにとどまらず、業種横断的な下請法のルールを各業種に浸透させ、親事業者及び下請事業者の間の適切な取引関係を構築するためには、各業種の取引慣行に応じて具体的に解説したガイドラインの役割が重要であるとの認識の下、①「素形材」、②「自動車」、③「産業機械・航空機等」、④「繊維」、⑤「情報通信機器」、⑥「情報サービス・ソフトウェア」、⑦「広告」、⑧「建設」、⑨「トラック運送」、⑩「建材・住宅設備」、⑪「放送コンテンツ」、⑫「金属」、⑬「化学」、⑭「紙・紙加工品」、⑮「印刷」、⑯「アニメーション制作」「食品製造・小売（⑰豆腐・油揚製造）、（⑱牛乳・乳製品製造）」の 18 業種において、下請取引ガイドラインを策定している。

さらに、取引改善に向けた取組やガイドラインの浸透のため、令和 2 年度においても、下請取引ガイドライン説明会（オンラインによる動画配信）を行うなど、その普及啓発を行った。

### ※ 中小企業庁ウェブサイト

（18 業種の下請取引ガイドライン）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>